

第2期大竹市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成26年3月20日作成

平成26年3月28日公表

2. 大竹市地域公共交通総合連携計画の区域

大竹市全域

3. 大竹市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

① 市民の移動を守る

将来にわたり、市民が快適かつ安心して外出・活動できる交通環境を整える。

② まちづくりを支援

交通環境の整備を通じて、まちの活性化を支援する。

③ 住民自らが守り育てる

地域の交通は、住民が主体となり（行政・事業者と協働で）創り・守り・育てるという意識を高める。

4. 大竹市地域公共交通総合連携計画の目標

① 移動のしやすさに対する市民の幸せ感

「大竹市民の幸せ感に関するアンケート調査」において、「移動のしやすさに対する市民の幸せ感」の目標値を60%に設定します。

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H30 (目標)
移動のしやすさに対する市民の幸せ感	48.1%	55.9%	52.9%	60%

② 市内の公共交通の運賃収支率

「離島航路を除く市内の公共交通の運賃収支率」の目標値を53%に設定します。

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H30 (目標)
離島航路を除く市内の公共交通の運賃収支率	34.9%	37.8%	41.4%	40.0%	53%

5. 事業の概要及び事業の実施主体

① 大竹市コミュニティバス（大竹幹線バス）運行事業（実施主体：大竹市）

沿岸地域を運行する大竹幹線バス（こいこいバス）を引き続き運行する。

② フィーダー交通システム運行事業（実施主体：大竹市）

現在、4地域で運行中のフィーダー交通を維持・活性化する。

また、新たな地域においてフィーダー交通の導入要請等がある場合は、各地域に適した公共交通を住民主体で検討できるように行政支援を実施し、導入の具体化を促進する。

③ 大竹・栗谷線再編事業（実施主体：大竹市）

利用者等の要望にあわせてサービス内容等の更新をするなど、利用を促進するための

検討を行い、必要と判断されれば随時実施する。

④ 坂上線再編事業（実施主体：大竹市）

利用者等の要望にあわせてサービス内容等の更新をするなど、利用を促進するための検討を行い、必要と判断されれば随時実施する。

⑤ 車両関連整備事業（実施主体：大竹市）

現在運行している各種バスやタクシー車両において、より利用者が確認しやすい情報提供を行うなど、必要に応じて車両自体を活用した利用環境の向上方策について検討・実施する。車両を新規に導入する場合も同様とする。

⑥ 交通結節点整備事業（実施主体：大竹市）

新しく公共交通を導入する場合に停留所を整備する。その際、利用者が分かりやすい表記、デザインとする等に留意する。

また、現在運行している公共交通のサービス内容を変更（ダイヤ改正、ルート変更等）する場合は、その都度、必要に応じた修正、作製等を行う。

⑦ 公共交通の利用促進活動（実施主体：大竹市）

公共交通の利用を促進するため、バス路線や時刻表を掲載したチラシ等の広報媒体の作製・配布、市広報紙等を活用した関連情報の提供等を行う。

また、ワークショップ、イベント開催等により、コミュニティバス等の利用を促進する。

6. 計画期間

平成26年度から平成30年度まで

7. 法第6条に定める協議会の有無：有

設立年月日：平成20年3月25日

名称：大竹市地域公共交通活性化協議会

構成員：別添

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

平成26年2月12日 平成25年度第3回大竹市地域公共交通活性化協議会
第2期大竹市地域公共交通総合連携計画（素案）協議

平成26年3月20日 平成25年度第4回大竹市地域公共交通活性化協議会
第2期大竹市地域公共交通総合連携計画（案）協議

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

① 大竹市地域公共交通活性化協議会に、住民・利用者の代表として大竹市自治会連合会から2人が委員として参画しており、2回にわたって協議会で議論を行った。

② 平成26年2月17日（月）から2月28日（金）まで、「第2期大竹市地域公共交通総合連携計画（案）」のパブリックコメントを実施し、3人から6件の意見が寄せられた。

10. その他

・ 法第7条による提案の有無：無

・ 送付時点において国の支援制度の活用を想定している場合は、その内容等：無